

使用料及び手数料の料金改定に係る審議会の設置について (火葬場使用料及びリサイクルプラザ不燃物処理手数料の改定関係)

1 経緯

使用料及び手数料の適正化については、第 4 次行財政改革大綱実施計画（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）における取組項目の一つとして実施しており、使用料・手数料に係る適正化方針（平成 20 年 6 月 30 日策定）（以下「適正化方針」という。）に基づき、概ね 3 年を目途に定期的にコストの検証をし、定期的な見直しを図ることとしている。

2 料金改定の必要性

令和 5 年度に改定の必要性を検討した結果、標記使用料等については、受益者の負担割合が標準より低い水準であったため、「利用する住民」と「利用しない住民」との間の受益と負担の公平性を図る観点から、料金を改定する必要性が認められた。

(1) 火葬場使用料

公費負担と受益者負担の割合については、適正化方針に基づき「公費負担 50%、受益者負担 50%を標準」としているが、直近 5 年間の受益者負担は 41.5%～43.0%であり、標準より低いため、料金改定が必要である。

ア 現行料金（H29.4～） 12,000 円（圏域内の大人）

※ 改定時の案は 16,000 円だったが、近隣団体の額等を勘案し激変緩和したもの。

イ 受益者負担の状況（直近 5 年間）（千円）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
施設維持管理費…(A)	83,696	78,023	82,772	87,294	87,025
使用料収入…(B)	34,773	33,569	35,509	37,352	36,697
受益者負担…(B)÷(A)	41.5%	43.0%	42.9%	42.8%	42.2%

(2) リサイクルプラザ不燃物処理手数料

公費負担と受益者負担の割合については、適正化方針に基づき「公費負担 0%、受益者負担 100%を標準」としているが、直近 5 年間の受益者負担は 19.8%～24.3%であり、標準より低いため、料金改定が必要である。

ア 現行料金（H21.7～） 178 円／10 kg

※ 改定時の案は 286 円だったが、近隣団体の額等を勘案し激変緩和したもの。

イ 受益者負担の状況（直近 5 年間）（千円）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
施設維持管理費（持込分）…(A)	34,401	37,014	34,068	30,822	28,618
手数料収入…(B)	7,312	7,322	6,863	7,008	6,944
受益者負担…(B)÷(A)	21.3%	19.8%	20.1%	22.7%	24.3%

3 料金改定に向けた進め方

料金の改定に関しては、従前は組合内部における検討のみで改定を実施してきたが、この度はそれに加え、学識経験者等の知見や圏域住民の考えを取り入れるため、令和7年4月を目途として新たに審議会を設置し、令和8年4月からの改定を想定して検討を進める。

(1) 全体スケジュール（案）

令和6年度	1月17日	審議会設置案の決定（正副管理者会議）
	1月30日	審議会設置案の報告（組合議会臨時会）
	2月21日	審議会に係る条例制定、当初予算措置（組合議会定例会）
令和7年度	前半	審議会による料金改定案の審議 料金改定案の決定（正副管理者会議、組合議会）
	後半	改定料金の周知
令和8年度	4月	新料金の適用開始

(2) 審議会設置案

設置日	令和7年4月1日
審議会名称	鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会（仮称）
所掌事務	火葬場使用料の徴収に関する事項 不燃物処理手数料の徴収に関する事項
委員定数	7名以内
委員構成	学識経験者…大学等教育機関の教員 各種団体代表者…消費者団体代表、商工団体代表、社会福祉団体代表 地域住民を代表する者…米子市、西伯郡、日野郡の各地区からの代表 （自治連合会等）
審議回数	4回（令和7年度）
他団体の状況	別紙のとおり
予算案	

節（細節）	要求額（千円）	内容
報償費（報償金）	202	7,200円×7名×4回
旅費（費用弁償）	36	交通費
計	238	

近隣他団体の審議会設置状況（令和 6 年 1 1 月時点）

(1) 火葬場使用料

火葬場設置団体	審議会設置状況	審議会名称	委員数	委員構成	開催実績
西部広域	○(予定)	鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会 (仮称)	7 名	・学識経験者 ・各種団体の代表者 ・地域住民を代表する者	—
中部広域	○	鳥取中部ふるさと広域 連合手数料審議会	10 名	・学識経験者 ・地域代表者 ・各種団体の代表者	3 回 (R 5)
東部広域	○	鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会	12 名	・学識経験のある者 ・民間団体に属する者 ・公募による者	3 回 (R 5)
琴浦町	×	—	—	—	—
玉井斎場管理組合	×	—	—	—	—
松江市	×	—	—	—	—
安来市	×	—	—	—	—
出雲市	×	—	—	—	—
奥出雲町	×	—	—	—	—
雲南市・飯南町事務組合	×	—	—	—	—

(2) 不燃物処理手数料

不燃物処理施設設置団体	審議会設置状況	審議会名称	委員数	委員構成	開催実績
西部広域	○(予定)	鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会 (仮称)	7 名	・学識経験者 ・各種団体の代表者 ・地域住民を代表する者	—
中部広域	○	鳥取中部ふるさと広域 連合手数料審議会	10 名	・学識経験者 ・地域代表者 ・各種団体の代表者	3 回 (R 5)
東部広域	○	鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会	12 名	・学識経験のある者 ・民間団体に属する者 ・公募による者	3 回 (R 5)
境港市	○	境港市廃棄物減量等推進審議会	12 名	・識見を有する者 ・関係行政機関の職員 ・市の職員	4 回 (R 4)
松江市	○	松江市公共料金に関する審議会	15 名	・学識経験者 ・公共団体等の代表者 ・その他住民	4 回 (H 29)
安来市	○	安来市清掃業務審議会	7 名	・学識経験者 ・自治会代表者 ・需要者の代表等	3 回 (R 2)
出雲市	○	出雲市環境審議会	20 名	・識見を有する者 ・関係行政機関の職員 ・各種団体の代表者 ・その他市長が適当と認める者	4 回 (R 4)
雲南市・飯南町事務組合	×	—	—	—	—

《参考》

可燃物処理設置団体	審議会設置状況	審議会名称	委員数	委員構成	開催実績
米子市	○	米子市廃棄物減量等推進審議会	14 名	・学識経験のある者 ・民間団体の代表者 ・市長が適任と認める者	2 回 (R 5)

使用料・手数料に係る適正化方針(平成 20 年 6 月 30 日)より抜粋

4 受益者負担の基準について

(1) 使用料

使用料については、施設等を利用する受益者から必要な費用を徴収するものであるが、施設等の性格（誰もが利用する施設なのか、特定の者のみが利用する施設なのか等）により、受ける便益の範囲や程度の差が異なるため、料金の設定においては、そのことを考慮する必要がある。

このことから、使用料については、それぞれの行政サービスごとの性格を反映した受益者の負担の割合（以下「受益者負担率」という。）を設定し、使用料の原価にそのサービスの受益者負担率を乗じたものを基準額とする。

なお、受益者負担率の考え方については、別紙 2 のとおりとする。

※使用料基準額の算定方式

使用料基準額＝使用料原価×受益者負担率

個々の行政サービスの使用料については、この使用料基準額に施設等の貸出面積、貸出時間を乗じたものを標準とする。

※参考

※使用料の算定方式の標準

使用料＝使用料基準額×貸出時間×貸出面積

(2) 手数料

証明書発行及び許認可等に係る事務手数料は、特定の者の利益のための役務の提供に係る経費であることから、その基準額については、当該行政サービスの原価とする。

※手数料基準額の算定方式

手数料基準額＝手数料原価

(3) 基準の例外

法令等により、別に受益者負担の基準が定められている場合には、上記（１）及び（２）の基準は適用しないこととする。

7 使用料・手数料の適正化の時期について

この方針に基づき、平成 21 年 4 月から全ての使用料・手数料について適正化を図ることとする。

なお、今後は、概ね 3 年を目途に定期的にコストの検証及び定期的な見直しを図ることとする。

使用料に係る受益者負担率の考え方について

1 サービスの分類

使用料に係る行政サービスについては、誰もが必要で、民間が提供していないサービスや趣味やサークル活動等、人によって必要性が異なり、民間においても同様のサービスを提供しているもの等、公共性の強さや日常生活の必要性、市場に代替性があるか否か等、その目的や機能について多岐にわたっている。

このような多岐にわたる行政サービスに対し、一律に受益者負担の原則を適用することは、市民の負担の公平化を図る上で適正であるとは言えない。

そこで、市が提供するサービスについては、サービスを性質別に区分し、その区分により分類されたサービスごとに、それぞれのサービスの性格を反映した受益者の負担の割合（受益者負担率）を設定し、サービスを分類することとする。

2 サービス分類の基準

(1) 行政サービスの必需性

ア 必需的サービス

日常生活を営む上で、多くの市民が必要とするサービス

イ 選択的サービス

生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定市民に利益を供するサービス

(2) 行政サービスの市場代替性

ア 市場的サービス

民間でも供給されており、行政と民間が競合するサービス

イ 非市場的サービス

市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

(3) サービスの分類区分

上記判断基準により次のとおりサービスを分類する。

【第1分類】－必需的・非市場的サービス（例：道路、公園、図書館等）

必需的なサービスであり、民間にはないサービス。

【第2分類】－選択的・非市場的サービス（例：体育館、野球場等）

特定の市民が利用するサービスであり、民間にはないサービス。

【第3分類】－選択的・市場的サービス（例：駐車場、テニスコート、水泳場等）

特定の市民が利用するサービスであり、民間にもあるサービス。

【第4分類】－必需的・市場的サービス（例：市営住宅等）

必需的なサービスであるが、民間にもあるサービス。

3 公費負担と受益者負担の割合

公費負担と受益者負担の割合については、サービスの分類区分に応じて次の負担割合を標準とする。

【第1分類】－必需的で非市場的なサービス

原則、公費負担 100%を標準とする。

【第2分類】－選択的で非市場的なサービス

公費負担 50%、受益者負担 50%を標準とする。

【第3分類】－選択的で市場的なサービス

受益者負担 100%を標準とする。

【第4分類】－必需的で市場的なサービス

公費負担 50%、受益者負担 50%を標準とする。

※目的外利用等の取扱い

第1、2、4分類したサービスであっても、目的外利用のサービスについては、第3分類の取扱いを標準とする。

4 サービス分類のイメージ図



